

ビジネス英語 読解 (邦訳と注釈)

6. 船積通知と貿易決済

モデルEメール14 (8月7日付け) 関東電子の船積通知

●邦訳

ドキュメントプロセッサの船積通知

拝啓

ご要望に沿って、20xx年5月10日付け貴社注文第001号は、下記のよ
うに船積みいたしました。

商品：	ドキュメントプロセッサ
数量：	Model DP25 800台 (各100台入りの8個の木箱) Model DP35 500台 (各100台入りの5個の木箱)
インボイス番号：	JP-125
インボイス金額：	US\$533,500
積出港：	日本国横浜港
船名：	富士丸
出航日：	20xx年7月31日
船荷証券番号及び期日：	JSL-4-1205 (20xx年7月31日)
到着予定日：	20xx年8月15日
荷揚港：	米国ロサンジェルス港

品物が無事に貴地に到着することを希望しています。

船積書類の写しは入手次第、航空便でお送りします。

敬具

●語句の注釈

- As you requested: 「ご要望のとおり」
- ETA: 「到着予定日」 Estimated (Expected) Time of Arrival の略語。
- Discharge Port: 「陸揚港」 「荷卸港」
- the goods will reach you in good order and condition: 「品物が無事に貴地に到着する」
- shipping documents: 「船積書類」

為替手形

●解説と邦訳

貿易決済において一般的に使用されている為替手形は、輸出者が輸出代金を回収するために輸入者または銀行を名宛人として振出し、一定の金額の支払いを委託する形式の有価証券をいいます。(手形は、信用状付き取引の場合は、必ず銀行宛に、D/P または D/A 手形のように信用状なしの取引の場合は、必ず輸入者宛に振り出されます。)

貿易取引においては、為替手形に船積書類が添付されますので、「荷為替手形」(Documentary Draft or Bill) と呼ばれています。為替手形に記載されている事項は、下記の通りです。番号は、為替手形本文に記載されている番号に基づいています。

①**手形文句 (Bill of Exchange)** : 「為替手形」であることが表示されています。外国為替手形は、組手形となっており、第一券(FIRST Bill of Exchange) および第二券(SECOND Bill of Exchange)の2通が作成されますので、二重払いを避けるために、第一券の手形本文には、「第二券未払いの場合に限る (SECOND being unpaid) 」と記載され、第二券には「第一券未払いの場合に限る (FIRST being unpaid) 」と記載されています。

②**手形番号 (No.)** : 手形の整理番号。自社の参照番号を記載します。

③**手形金額 (For および the sum of)** : For の後に1種類に限定した通貨の呼称をつけて手形金額を US\$533,500 と数字で記入し、the sum of の後に文字で US DOLLARS FIVE HUNDRED AND THIRTY-THREE THOUSAND FIVE HUNDRED ONLY と記入します。FIVE HUNDRED AND THIRTY-THREE THOUSAND FIVE HUNDRED US DOLLARS と記入してもかまいません。その場合は、一金 … 也の「也」に相当する ONLY は必要ありません。

④**手形の振出地及び振出日** : 振出地は、振出人である輸出者の所在する都市名を記入します。ここでは、横浜です。振出日は、船積が完了した後の日付で、かつ、信用状に基づいて振出す場合は、信用状の有効期限内の日付でなくてはなりません。ここでは、20 x x 8月5日です。

⑤**手形期間 (At …sight)** : 信用状の記載に基づいて、at 30 days after sight (一覽後30日払い) と記入します。手形期間には、通常、一覽払と一覽後定期払いがあり、一覽払いの場合は、At xxxxxx sight と空欄に xxxxxx を記入します。

⑥**支払委託文言 (Pay to …or order)** : 「何某又はその指図人に支払い願いたい」旨記載されています。to の後に受取人、すなわち、手形の振出人である輸

出者が荷為替手形を買い取ってもらうカリフォルニア銀行横浜店名が記入されます。

⑦**対価文言 (Value received)** : 「対価は受領済み」手形の振出人である輸出者は、カリフォルニア銀行横浜店に荷為替手形を買い取ってもらい、既に輸出代金を受領していることを意味します。

⑧**振替先 (charge the same to account of)** : 「同額を何某の勘定に振替えられたい。」ここでは、輸入者である Canterbury Trading になります。

⑨**信用状に関する文言 (Drawn under)** : 信用状で要求されている通りに、振り出される為替手形の根拠となっている信用状の発行銀行名、信用状の種類、番号及び発行日を記入します。

⑩**名宛人 (To)** : 信用状の記載に基づいて、ここでは、信用状発行銀行である California Bank, Main Office となり、名宛人名の後に都市名、州名、国名を記入します。

⑪**振出人** : 信用状の受益者が振出人となり、手形振出の権限が与えられている 関東電子 (株) 輸出部長 山本武雄の署名が行われます。

●語句の注釈

■ At thirty days after sight of this FIRST Bill of Exchange: 「本為替手形の第一券に対して一覽後 30 日払いの条件で」

・ this FIRST Bill of Exchange 「この為替手形の第 1 券」

■ SECOND being unpaid: 「第二券が未払いの場合に限り」

・ SECOND 「為替手形の第 2 券」 SECOND の後の Bill of Exchange が省略されています。

■ pay to Californai Bank, Yokohama Office or order: 「カリフォルニア銀行横浜店又はその指図人に支払われたい」

・ to order 「指図に従って」 or と order の間に pay to の to が省略されているので、pay to Yokohama... or to order と読みます。このように特定の者を権利者として記載し、その者又はその者の指定する者（指図人）に支払うように指図する文句（pay to or order）が記載されている手形を指図式手形(order bill)とといいます。

■ the sum of US DOLLARS FIVE HUNDRED AND THIRTY-THREE THOUSAND FIVE HUNDRED ONLY: 「一金五十三万三千五百米ドル也の金額」

・ sum 「合計金額」 「総額」

■ charge the same to account of...: 「同額を～の勘定に振替えられたい」

・ charge... to ...: 「～を～の借方に記入する」 「～を～のつけにする」

・ the same 「同額」 前出の value received の value と同じ対価ということです。

・ account 「簿記の貸借勘定」